○近畿地方整備局告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月三十一日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　二十九号　姫路市林田町松山字村前三四八番から同市林田町松山字井口一八九番まで

(二)　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(三)　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(四)　占用の制限の開始の期日　平成二十九年二月二十一日

(五)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○九州地方整備局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月三十一日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十号及び四百四十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
串間市大字西方字比良門五七二番八から同市大字西方字比良門五七一番一〇まで	前	一一・〇メートル	一三・一キロメートル
	後	一三・〇メートル	一三・一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

資　料

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成28年度の平成28年11月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

平成29年1月31日　財　務　省

1　一　般　会　計

(1)　歳　入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	57,604,000,000	2,897,442,139	12,817,811,867	15,715,254,006	△41,888,745,993	27.2
租税	56,552,000,000	2,808,588,059	12,346,826,608	15,155,414,668	△41,396,585,331	26.7
所得税	17,975,000,000	948,406,275	6,529,178,659	7,477,584,934	△10,497,415,065	41.5
法人税	12,233,000,000	179,024,292	134,548,144	313,572,436	△11,919,427,563	2.5
相続税	1,921,000,000	161,122,167	508,546,285	669,668,452	△1,251,331,547	34.8
消費税	17,185,000,000	1,085,911,758	3,217,203,415	4,303,115,173	△12,881,884,826	25.0
酒税	1,359,000,000	118,003,730	353,468,091	471,471,822	△887,528,177	34.6
たばこ税	923,000,000	78,751,537	310,372,339	389,123,876	△533,876,123	42.1
揮発油税	2,386,000,000	63,124,360	607,123,973	670,248,333	△1,715,751,666	28.0
石油ガス税	9,000,000	767,934	2,229,417	2,997,351	△6,002,648	33.3
航空機燃料税	52,000,000	4,665,510	16,922,652	21,588,163	△30,411,836	41.5
石油石炭税	688,000,000	30,018,429	173,262,456	203,280,886	△484,719,113	29.5
電源開発促進税	320,000,000	29,077,975	99,206,965	128,284,941	△191,715,058	40.0
自動車重量税	385,000,000	31,517,182	89,785,182	121,302,364	△263,697,635	31.5
関税	1,106,000,000	77,345,095	300,920,440	378,265,535	△727,734,464	34.2
とん税	10,000,000	850,549	4,057,587	4,908,136	△5,091,863	49.0
地価税	—	1,147	372	1,519	1,519	—
旧税	—	113	626	740	740	—
印紙収入						
印紙収入	1,052,000,000	88,854,079	470,985,258	559,839,338	△492,160,661	53.2
官業益金及官業収入						
官業収入	44,653,935	5,189,818	26,032,310	31,222,129	△13,431,805	69.9
政府資産整理収入	317,424,170	17,884,053	104,825,730	122,709,784	△194,714,385	38.6
国有財産処分収入	119,690,753	13,825,288	38,201,100	52,026,388	△67,664,364	43.4
回収金等収入	197,733,417	4,058,765	66,624,630	70,683,395	△127,050,021	35.7
雑収入	4,563,143,341	99,134,571	2,512,401,731	2,611,536,303	△1,951,607,037	57.2
国有財産利用収入	111,695,190	3,104,396	74,955,574	78,059,971	△33,635,218	69.8
納付金	868,636,070	40,262,047	197,419,934	237,681,981	△630,954,088	27.3
諸収入	3,582,812,081	55,768,127	2,240,026,222	2,295,794,350	△1,287,017,730	64.0
公債金						
公債金	37,182,000,000	599,999,968	27,625,221,243	28,225,221,211	△8,956,778,788	75.9
前年度剰余金受入						
前年度剰余金受入	297,490,032	3,944,983,023	—	3,944,983,023	3,647,492,991	1,326.0
合計	100,008,711,478	7,564,633,574	43,086,292,883	50,650,926,457	△49,357,785,020	50.6